福岡市保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）補助金交付要綱

（通則）

第1条　福岡市保育士資格等取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「補助金規則」という。）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条　この補助金は、「保育人材確保事業の実施について」（令和7年8月21日こ成保第488号）の別添Ⅱに定める「保育士試験による資格取得支援事業」及び「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（こども家庭庁長官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格等取得支援事業」を活用し、保育人材の確保を図るため、保育士(福岡県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

（事業の内容）

第3条　保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

（対象者）

第4条　対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、福岡市内の以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者であること。

ア　保育所

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園。

ウ　認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ　児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条15 第2項の認可を受けたもの。

カ　乳児院

キ　児童養護施設

ク　「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

①雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている者

②市税を滞納している者

（対象経費）

第5条 本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼夜定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

ア その他の検定試験の受講料（入学検定料を含む）

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用

オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材

（対象期間）

第6条 対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

（対象経費の支払い等）

第7条 対象経費は、対象者が保育士登録証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後に

支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

（補助金の交付申請等）

第8条 対象者は、保育士登録証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、福岡市保育士試験による資格取得支援事業支給申請書（以下「支給申請書」という。様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士登録証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

ウ 保育士登録証の写し

エ 納税証明書

オ 暴力団排除に基づく記載（様式 2号）

（2）留意事項

ア 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

イ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

ウ　クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
エ　支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

（受講に係る領収書等）
第 9 条 受講に係る領収書等は、講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。
なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

（2）領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていること。
ア 「講座実施事業者の名称」
イ 「支払者名」
ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

（3）領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効とする。
（4）提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却する。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取ることがある。

（補助金の額）
第 10 条 この補助金の交付額は、保育士試験受験のための学習に要した費用の 1/2 とする。ただし、上限 150,000 円とする。なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）
第 11 条 市長は、第 8 条に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を確認し、交付申請が適当と認めた時は、交付すべき補助金額を確定し、福岡市保育士試験による資格取得支援事業交付決定通知書（以下「決定通知書」という。様式第 3 号）により、速やかに通知を行う。

（補助金の請求等）
第12条 前条に基づく補助金交付の決定の通知を受けた者は、速やかに福岡市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付請求書（様式 4 号）を市長に提出すること。
（2）市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（申請の取り下げ）
第 13 条 補助金の交付の申請をした者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る対象者の補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、福岡市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付取下書（以下「交付取下書」という。様式第 5 号）により市長が定める期日までに申請の取下

げをすることができる。
（2）前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の決定取消し及び返還）
第 14 条 市長は、交付の決定を受けた対象者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。
ただし、 市長が特に認める場合はこの限りでない。

（暴力団の排除）
第 15 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
（2） 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
ア 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
イ 法人でその役員のうちに前号に該当する者がある場合
ウ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（3） 市長は、補助金の交付を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（4） 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任）
第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附則
（施行期日）
1 この要綱は、令和 8 年4月1日から施行する。
（期間）
2 この要綱は、令和12年3月31日をもって廃止する。
3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（様式第1号）

福岡市保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）支給申請書

（あて先）福岡市長 様　　年　月　日

④受講者の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生 年 月 日
		年　月　日生 （　歳）
対象者住所	（〒　－　）	電話（　） －
対象者メールアドレス		
講座実施事業者名称		
講座実施事業者所在地	（〒　－　）	電話（　） －
講座受講期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日	
筆記試験日	令和　年　月　日	
学習に要した費用	円 ※筆記試験日の2年前までに支払った費用を記入してください。	
雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けているか （どちらかに〇を付けてください） 受けていない ・ 受けている（本事業の対象外）		
（備考）		

添付資料

□対象施設での勤務証明書

□講座実施事業者が発行する対象経費の領収書（※）

□保育士登録証の写し

□納税証明書

※領収書には、次の事項が記載されていること

・講座実施事業者の名称　・支払い者名　・領収額（又はクレジット契約額）

・領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

・領収日（又はクレッジット契約日）　・領収印

（様式第２号）

福岡市保育士試験による資格取得支援事業補助金（受験対策学習費用補助事業）
交付要綱第 15 条(暴力団の排除)に基づく記載

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名（フリガナ）	生年月日
（フリガナ）	明・大 昭・平　　年　　月　　日

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

（様式第３号）

福岡市保育士試験による資格取得支援事業補助金
（受験対策学習費用補助事業）　交付決定通知書

指監第　　号
令和　年　月　日

様

福岡市長
（こども未来局子育て支援部指導監査課）

先に申請のありました令和　年度福岡市保育試験による資格等取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１ 補助決定金額　　円

２ 補助条件

福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

（様式第４号）

令和　年　月　日

（請求先）
福岡市長

申請者の住所
氏名

福岡市保育士試験による資格取得支援事業
（受験対策学習費用補助事業）　補助金交付請求書

福岡市保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）補助金について、下記のとおり請求します。

<table>
<tr><td>交付決定通知書
通知番号</td><td colspan="5">年　月　日　指監第　　号</td></tr>
<tr><td>補助金請求額</td><td colspan="5">円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込先金融機関</td><td>金融機関名</td><td></td><td>銀行
・
信用金庫</td><td colspan="2">支店</td></tr>
<tr><td colspan="2">口座番号</td><td>普通･当座</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（様式第５号）

福岡市保育士試験による資格取得支援事業
（受験対策学習費用補助事業）補助金交付取下書

令和　年　月　日

（あて先）福 岡 市 長

申請者の住所
氏名

令和　　年　　月　　日付 指監第　　号の交付決定通知に係る事業については、下記の理由により福岡市保育士資格等取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）補助金交付の取下を申請します。

記

１ 補助事業名

２ 補助予定金額　　円

３ 交付決定通知書の受領年月日

令和　　年　　月　　日

４ 取下理由